

## 奈良県告示第八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の九に規定する古城園庭園に係る使用料及び同表の十に規定する古城園茶室に係る使用料

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 関西緑地サービス株式会社

所在地 奈良市疋田町二丁目二番四号

### 三 委託事務の取扱期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで